

鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

物価高騰等による市民の負担軽減とともに、市内経済の活性化を図るため、市民を対象にプレミアム付商品券を発行する。

今回、事業のより効果的な実施を図るため、鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業（以下「本業務」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託

(2) 業務内容

鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託仕様書（別紙）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

鈴鹿市内ほか

（本業務の拠点となる事務所は受託者が確保する。）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル

(6) 提案見積限度額

金337,400,000円以内

※内訳 プレミアム負担分 200,000,000円

事務費分 137,400,000円

（事務費は、消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿（物件）に登録していること。登録されていない者にあつては、以下のアからエまでの書類を提出し、本プロポーザルの参加資格を有しているか、鈴鹿市に確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記

簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

- (2) 財務的基礎が健全に確立されていること。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (8) 鈴鹿市から、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱第3条第1項に規定する資格停止措置を本プロポーザルの公告の日から決最優先交渉権者定までの間に受けていないこと。
- (9) 令和元年度以降、地方公共団体等からプレミアム付商品券の業務を受託した実績を有すること。
- (10) 情報セキュリティ方針等の策定を講じていること。
- (11) 複数の事業者の連合体による申請も可とする。その場合、下記の条件を全て満たすこと。

ア 連合体の構成員は、上記（1）から（10）までの条件を満たすこと。ただし、（9）の条件については、構成員のうち1者以上が条件を満たしていればよいものとする。

イ 連合体の構成員は、委託業務について当該連合体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

ウ 当該連合体の代表構成員を定め、委託業務の履行に関し、代表してその権限を行うこと。なお、代表構成員とならない構成員については、代表構成員に代表権を委任する旨の委任状を提出すること。

エ 連合体の構成員は、単独及び他の連合体の構成員としてこのプロポーザルに参加していないこと。

4 スケジュール

No.	手続	日程
1	公告	令和8年3月 27日（金）

2	質問書提出期限	令和8年4月 3日 (金) 午後5時必着
3	質問に対する回答	令和8年4月 8日 (水)
4	参加申込書提出期限	令和8年4月10日 (金) 午後5時必着
5	資格審査結果通知	令和8年4月14日 (火)
6	企画提案書類の提出期限	令和8年4月17日 (金) 午後5時必着
7	プレゼンテーション審査	令和8年4月23日 (木) ※予定
8	選定結果通知	審査委員会終了後、5日以内
9	契約締結	令和8年4月下旬

5 公募型プロポーザル実施要領等の配布

(1) 配布方法 鈴鹿市ウェブサイト (<https://www.city.suzuka.lg.jp/>)
からのダウンロードによる配布

(2) 配布資料

ア 鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託仕様書

ウ 各種様式 (様式1～9)

エ 鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託の最優先交渉権者選定要領

オ 別記「個人情報取扱特記事項」

6 質問書の提出

(1) 提出期限 令和8年4月3日 (金) 午後5時必着

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 鈴鹿市商業観光政策課部署メール

(shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp) に送付。

※組織変更のため、4月1日以降は、下記のとおり

鈴鹿市商業振興課部署メール

(shogyoshinko@city.suzuka.lg.jp) に送付。

※メールを送信後、送信した旨の電話を担当部署にすること。

(4) 提出書類 質問書 (様式3)

(5) 提出部数 1部

(6) 回答 質問に対する回答は、鈴鹿市ウェブサイトに掲載する。

7 参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和8年4月10日 (金) 午後5時必着

- (2) 提出先 鈴鹿市商業振興課（本庁舎7階）
- (3) 提出方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送（局留にしないこと。）又は直接持参することにより提出
- (4) 提出書類
- ア 参加申込書（様式1）
※連合体での参加を希望する場合は、連名で提出すること。
- イ 会社概要及び業務実績（様式2）
※実績を証する資料を添付すること。
- ウ 会社概要がわかる資料（企業パンフレット等）
- エ 定款
- オ 直近2年度分の決算報告書
- カ 国税・市町村税の滞納がないことの証明（直近のもの）
- （ア）国税に係る証明書
国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）
- （イ）市町村税完納証明書
- ・本社所在地における市町村税の完納証明書
 - ・支店等が本プロポーザルに参加し、及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市町村税の完納証明書
 - ・新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」
 - ・地方公共団体において完納証明を発行できない場合は、滞納がないことを証する書面
- キ 鈴鹿市契約規則第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿（物件）に登録されていない者にあつては、「3（1）ア～エ」の書類も添付し提出すること。
- ク 業務委託連合体協定書（案）（連合体での参加を希望する場合に限る。任意様式（参考例あり））
※業務委託連合体協定書（案）には、「構成員の連帯責任」、「業務請負途中における構成員の脱退に関する措置」、「解散後の契約不適合に関する連帯責任」に関する項目を含めること。
- ケ 委任状（連合体での参加を希望する場合に限る。）（様式4）
- コ 使用印鑑届（連合体での参加を希望する場合に限る。）（様式5）
- サ 情報セキュリティ方針等
- (5) 提出部数 1部

8 資格審査結果の通知

- (1) 参加希望者から提出された参加申込書等を審査した結果を、参加希望者へ通知する。

9 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月17日(金)午後5時必着
- (2) 提出先 鈴鹿市商業振興課(本庁舎7階)
- (3) 提出方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により郵送(局留にしないこと。)又は直接持参することにより提出

(4) 提出書類・提出部数

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書提出書(様式6)
- (イ) 企画提案書(様式7)
- (ウ) 業務実施体制(様式8)
- (エ) 見積書(様式9) ※積算内訳書を添付すること。

イ 提出部数 正本1部、副本12部

※企画提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れず、空白とすること。

ウ 企画提案書に関する事項

- (ア) 用紙サイズはA4判とすること。ただし、A3判の折込みは可とする。
- (イ) A4判は両面印刷又は片面印刷、A3判は片面印刷とする。
- (ウ) 文字サイズは12ポイント以上とすること。
- (エ) 左側2穴綴じとし、各頁に通し番号を記載すること。
- (オ) フラットファイル、バインダー、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。
- (カ) 1部は、ホチキス止め、インデックス等による装飾のないものを提出すること。

エ 提出書類作成にあたっての留意事項

- (ア) 見積書及び積算内訳書は業務ごとに記載し、算出根拠は明確な基準を示すものとする。
- (イ) 提出期限を経過した後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は原則として認めない。

10 審査方法

(1) 選定方法等

鈴鹿市プレミアム付商品券発行事業業務委託プロポーザル方式審査委員

会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書に基づき、価格点審査、プレゼンテーション審査を総合的に評価し、契約の相手方の最優先交渉権者を決定する。

- ・企画提案者が1者のみの場合でも、審査基準を満たしていれば最優先交渉権者の選定を行う。ただし、価格点審査、プレゼンテーション審査の合計点が満点の5割以上となった場合に限り、最優先交渉権者として選定する。
- ・企画提案者が多数となったときは、プレゼンテーション審査の日程を変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの順番は、事務局が企画提案書を受け付けた順番とする。
- ・当該企画提案者それぞれの合計評価点と同じである場合は、プレゼンテーション審査の評価点が高い者から順に最優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- ・合計評価点数及びプレゼンテーション審査の評価点と同点の場合は、審査項目「参加店舗への対応 参加店舗にとって導入、運用に係る負担の軽減を考慮した提案となっているか」の審査の評価点が高い者から順に最優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ア 価格点審査（評価配点：20点）

価格点審査は、次のとおり事務局が見積書の評価（採点）する。

（ア） 対象 見積書（事務費分）

（イ） 評価方法

（最低見積価格÷企画提案者見積価格）×20点

※小数点第1位四捨五入

イ プレゼンテーション審査（評価配点（審査項目合計点）：150点）

（ア） 日程 令和8年4月23日（木）予定

（イ） 実施場所 鈴鹿市役所本庁舎

（ウ） 実施内容

- ・プレゼンテーション及び質疑応答の内容を各審査委員が評価する。
- ・プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書により行うこととし、プロジェクターで投影するスライドショー形式（パワーポイント等）で実施することを認める。なお、スクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器は、企画提案者が用意すること。
- ・写真、パンフレット等の補足資料がある場合は、A4判で計20ページ以内とし、当日、13部を持参すること。なお、補足資料はあくまで企画提案書の内容を補足する資料とする。
- ・企画提案側の出席者は3名以内とし、説明は管理責任者又は主たる担

当者が行い、1者あたり質疑応答を含め25分（説明15分、質疑応答10分）以内で行うこと。

【審査基準 プレゼンテーション審査項目及び価格点審査】

審査項目	審査基準	配点
基本的事項	本業務の目的及び内容を正確に理解しており、提案内容は、本業務に必要な不可欠なもののみとなっているか。	5
	本業務を迅速かつ円滑に進める人員配置と体制が確保されているか。	5
	本業務に類似する業務の実績及びノウハウを有しているか。	5
スケジュール	本事業が確実に実施されるスケジュールとなっているか。	20
商品券事業の広報	本事業の趣旨を理解し、購入対象者に対して適切かつ有効な広報・周知・啓発活動を行い、商品券の完売に向けて効果的な取組がなされる提案となっているか。	5
購入申込受付	利用者の利便性を考慮した申込方法が提案されているか。	20
商品券の作成等	偽造防止加工の措置が施された商品券の発行等、遅滞なく開始できるような実施体制が整っているか。	10
商品券販売について	販売方法や販売場所は、市民にとって便利な内容になっているか。	20
	商品券や売上金の管理体制は適切か。	10
参加店舗への対応	参加店舗に対する商品券の導入方法等の周知活動や問合せ等への対応が適切になされる内容になっているか。	10

	参加店舗にとって導入、運用に係る負担の軽減を考慮した提案となっているか。	20
商品券の換金等	参加店舗への商品券の換金振込について、円滑に行われる内容になっているか。	10
セキュリティ対策	本事業に伴い収集したデータの作成及び管理が適正に実施される内容になっているか。 利用者の個人情報や本事業に参加した参加店の情報のセキュリティに対して十分な配慮がなされているか。	10
価格点評価	(最低見積価格÷企画提案者見積価格) × 20点 ※小数点第1位四捨五入	20
審査項目 合計点		170

(2) 審査結果

審査委員会で提案内容を評価・審査した結果、最高得点者を最優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として決定し、令和8年4月下旬に、鈴鹿市ウェブサイトに掲載するとともに、プレゼンテーション審査への参加者全員に文書にて結果を送付する。

なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けないものとする。

11 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 見積書の金額が、提案見積限度額を超過している場合
- (2) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (3) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 期限までに所定の手続をしなかった場合
- (6) ほかの参加者と企画提案内容についての相談を行った場合
- (7) 審査委員に対して故意に接触を求めた場合
- (8) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

最優先交渉権者と鈴鹿市は、企画提案の内容を基にして、本業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで、随意契約による方法により契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、改めて次点交渉権者が鈴鹿市と協議等を行うこととする。

(2) 契約保証金

鈴鹿市契約規則第27条により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、鈴鹿市契約規則第27条第1項各号に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約予定期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 契約金額

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、見積額は提案見積限度額の範囲とし、契約内容は企画提案等に勘案して決定するため、契約金額が見積額と同額になるとは限らない。

13 注意事項

(1) 企画提案は、1者につき1案とし、複数の企画提案はできない。

(2) 企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける最優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(3) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式は任意）を提出すること。

(5) 本業務を全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。この場合であっても、再委託先は、3参加資格（（9）、（11）を除く）を満たしていること。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

14 担当部署

鈴鹿市産業振興部 商業観光政策課 商業支援グループ

【所在地】〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本庁舎7階

【電話番号】 059-382-9016

【電子メール】 shogyokankoseisaku@city.suzuka.lg.jp

※組織変更のため、4月1日以降は、下記のとおり

鈴鹿市産業振興部 商業振興課 商業支援グループ

【所在地】 〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所本庁舎7階

【電話番号】 059-382-9016

【電子メール】 shogyoshinko@city.suzuka.lg.jp